



2026年度 応募要領



# あかし共創プラットフォーム市民提案助成金

【募集期間】 2026年4月1日(水) ～ 4月30日(木)

## 1 助成金の概要と目的

この助成金は、まちのみんなで創る「“もっと”やさしいまち明石」の実現を目指し、産官学民の多様な主体による「対話と共創によるまちづくり」をさらに推進するため、共創に向けた挑戦を応援し、共創によってより良い解決策や新たな価値を創り出す事業に助成するものです。

### 【あかし共創プラットフォームとの関わり】

- ・申請時点では、あかし共創プラットフォームへの参画の有無を問わず、幅広い主体から申請していただけます。
- ・助成対象となった場合は、あかし共創プラットフォームの取組と位置づけ、同プラットフォームを活用して取組の共有や新たな連携の創出につなげていただくことを想定しています。
- ・助成対象とならなかった場合についても、あかし共創プラットフォームを活用し、今後の展開につなげていただくことができます。

※あかし共創プラットフォーム 詳しくはこちら



## 2 対象者

申請をすることができる者は、次のすべてを満たす者としてします。

- (1) 本助成制度の目的に賛同する、市内に本店、支店、事務所等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う企業、法人、団体、個人又は教育機関等、またはこれらで構成される共同体
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する対象者でないこと。
- (3) 明石市税の滞納がないこと。
- (4) その他公序良俗に反する活動をしていないこと。

## 3 対象事業

地域の課題解決やまちの活性化等に資する公益性が高い事業で、次のすべてを満たす事業を対象とします。

- (1) 産・学・民の複数の主体が関与する共創の事業であること(複数の主体による申請であること、または、単独の主体による申請であっても、複数の主体が関与する事業であること)

- (2) 新たに立ち上げようとする事業(将来的な社会実装につながる試行も対象)、または、既存の事業に共創の視点や手法を加え、新たな価値や効果が生み出される事業であること
- (3) 実施場所に関わらず、成果が確実に本市に還元される事業であること

<テーマの例>

移動支援、居場所づくり、空き家対策など

**【対象とならない事業】**

- (1) 営利、政治、宗教的な活動を主たる目的としている事業
- (2) 特定会員を対象とした事業、または会員の勧誘
- (3) 国、県、市、公益法人等から助成等を受けている、または、受ける予定のある事業
- (4) その他助成を行うことが不相当と認められる事業

## 4 助成内容

(1) 助成金額

ア あかし共創プラットフォーム市民提案助成金：100万円以内(1申請者1事業のみ※)

イ あかし共創プラットフォーム市民提案助成金(共創チャレンジ枠)：10万円以内

(1申請者1事業のみ※)

※他の申請者の構成員となっている者が代表者となり、他の申請を行うことは可能とします。

(2) 助成率

助成対象経費の10/10

(3) 対象経費

費目	内容
謝金・人件費	事業の実施に必要な人に対する謝金・人件費※
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費(接待等に係る経費)等
備品購入費	事業の実施に必要なカメラ、机・椅子等の備品購入費(1件5万円以内)
使用料	会場・施設・冷暖房の使用料、機材借上費、駐車場料金等
保険料	活動上必要となる保険の掛金
通信費	郵送費、切手・はがき代
委託料	事業の一部を専門性の高い者に委託する費用
その他	上記以外で、事業の実施に必要であると認められるもの(個別に審査)

※謝金・人件費については、申請者及び構成員に対するものも可としますが、内部規定や給与規定等をご提出いただくとともに、事業に関わる内容及び時間についても事業計画書等にご記入いただき、事業の実態に即した適正な金額であることを確認します。

**【対象とならない経費】**

・食糧費:構成員同士の会食に係る経費

- ・施設運営管理費：光熱水費、事務所賃貸料、携帯電話使用料、インターネット使用料
- ・事業参加者から徴収した実費により賄われる経費

※その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。

※私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、助成対象外となります。

#### (4) 助成期間

2026年4月1日から2027年3月31日までの間で実施される事業であり、交付決定時点で完了していないもの

## 5 応募方法

「あかし共創プラットフォーム市民提案助成金交付申請書」と指定する添付書類を明石市役所 産官学共創課にメールまたは、郵送、ご持参で提出してください。ご持参の場合は、事前に予約のうえ平日9時から17時までにお越しください。

※申請書等の書き方がご不明な場合は産官学共創課にご相談ください。

#### (1) 提出先

<メール> [kyousou@city.akashi.lg.jp](mailto:kyousou@city.akashi.lg.jp)

<郵送・ご持参> 〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 産官学共創課 宛

#### (2) 提出期限

2026年4月30日(木) 17時00分

#### (3) 提出書類

- ① あかし共創プラットフォーム市民提案助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 収支内訳書(別紙(様式3号関係))
- ⑤ 人件費の根拠が確認できるもの(内部規定や給与規定等)

※申請書は、産官学共創課、あかし総合窓口(パピオスあかし6階)、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター、各コミュニティ・センター等で配布しています。また、明石市ホームページでもダウンロードができます。

応募要領や申請書類は  
こちらから → → →



## 6 審査及び決定

#### (1) 審査方法

- ア あかし共創プラットフォーム市民提案助成金 : 書類審査及びプレゼンテーション審査  
(各応募団体から5分程度の事業説明・PRをしていただきます。審査員からの質疑応答あり)
- イ あかし共創プラットフォーム市民提案助成金(共創チャレンジ枠) : 書類審査のみ

## (2) 審査項目

項目	着 眼 点
共創性	<input type="checkbox"/> 事業の実施にあたり、複数の主体が関与し、それぞれの強みや役割を活かした取組となっているか <input type="checkbox"/> 共創を意識した工夫がなされ、取組の過程や成果を通じて、新たな連携や関係性が生み出される、または生み出されることが期待できるか
公益性	<input type="checkbox"/> 地域課題の解決やまちの活性化など、公共的な課題に資する取組であるか <input type="checkbox"/> 特定の者の利益にとどまらず、地域や社会にとっての意義が認められるか
新たな価値の創出	<input type="checkbox"/> 新規事業か既存事業かを問わず、取組を通じて、これまでになかった価値、視点、関係性、効果等が生み出される内容となっているか <input type="checkbox"/> 既存の取組を単に継続するものではなく、共創の視点を取り入れることで、新たな意味や可能性が付加されているか
実現性	<input type="checkbox"/> 実施体制やスケジュール、役割分担等が現実的であり、事業の実行が見込まれるか <input type="checkbox"/> 助成期間内に、一定の成果や検証が行える内容となっているか
透明性	<input type="checkbox"/> 事業の目的、内容、関係者、資金の使途等が明確であり、説明責任を果たせる計画となっているか

## (3) 審査結果通知

6月上旬頃に助成の可否及び助成額をメールにて通知します。

## 7 助成金の交付

助成金の交付は、交付決定後の概算払い(50%)と、事業完了後の精算払い(50%)の2段階方式とします。

### (1) 概算払い

交付決定通知後、指定する書類を明石市役所 産官学共創課にメールまたは、郵送、ご持参で提出してください。ご持参の場合は、事前に予約のうえ平日 9時から17時までにお越しください。

※請求書等の書き方がご不明な場合は産官学共創課にご相談ください。

#### 【提出先】

<メール> [kyousou@city.akashi.lg.jp](mailto:kyousou@city.akashi.lg.jp)

<郵送・ご持参> 〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 産官学共創課 宛

#### 【提出書類】

- ① あかし共創プラットフォーム市民提案助成金概算払請求書(様式第6号)
- ② 債権者登録申請書(明石市に指定口座の登録がない場合のみ必要)
- ③ 委任状(申請者(代表者)と振込先口座の預金名義人が異なる場合のみ必要)

## (2) 精算払い

事業完了後、実績を報告してください(下記「8 実績報告」参照)。その後、市から助成金額確定通知が届きますので、その金額をもとに指定する書類を明石市役所 産官学共創課にメールまたは、郵送、ご持参で提出してください。ご持参の場合は、事前に予約のうえ平日 9 時から 17 時までにお越しください。

※請求書等の書き方がご不明な場合は産官学共創課にご相談ください。

※事業終了後に残金が生じた場合、実績報告により速やかに精算残額を報告し、当該額を返還してください。

### 【提出先】

<メール> [kyousou@city.akashi.lg.jp](mailto:kyousou@city.akashi.lg.jp)

<郵送・ご持参> 〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 産官学共創課 宛

### 【提出書類】

- ① あかし共創プラットフォーム市民提案助成金請求書(様式第15号)

## 8 実績報告

助成事業が完了したときは、実績報告をしてください。「あかし共創プラットフォーム市民提案助成金事業実績報告書」とその他指定する書類を明石市役所 産官学共創課にメールまたは、郵送、ご持参で提出してください。ご持参の場合は、事前に予約のうえ平日 9 時から 17 時までにお越しください。

※報告書等の書き方がご不明な場合は産官学共創課にご相談ください。

### (1) 提出先

<メール> [kyousou@city.akashi.lg.jp](mailto:kyousou@city.akashi.lg.jp)

<郵送・ご持参> 〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 産官学共創課 宛

### (2) 提出期限

事業完了後10日以内(必着)

### (3) 提出書類

- ① あかし共創プラットフォーム市民提案助成金事業実績報告書(様式第9号)
- ② 事業実施報告書(様式第10号)
- ③ 収支決算書(様式第11号)
- ④ 収支内訳書(別紙(様式第11号関係))
- ⑤ 領収書添付書(様式第12号)
- ⑥ 事業内容が分かる資料(パンフレットや写真等)
- ⑦ その他

※実績報告に添付いただく領収書はデータで可としますが、原本は、事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておいてください。市が原本を確認する場合があります。

※領収内容、日付、宛名が不明確な場合は、助成金対象外となります。

- 例：・「商品代 計 5,000 円」のみ記載された領収書  
・領収者の押印・住所記載のない領収書

## 9 その他

---

### (1) 助成事業の計画内容の変更等

助成事業として交付決定を受けた事業内容を変更(中止)しようとするときは、関係書類を添えて市の承認を得る必要があります。ご提出の前にご連絡ください。

#### <変更の申請が必要な場合>

- ・事業の内容及び大きく変わる場合

#### <中止の申請が必要な場合>

- ・助成事業者の都合により事業を中止する場合
- ・事業の目的(解決したい明石の課題・生み出したい価値)が大きく変わる場合

#### 【提出書類】

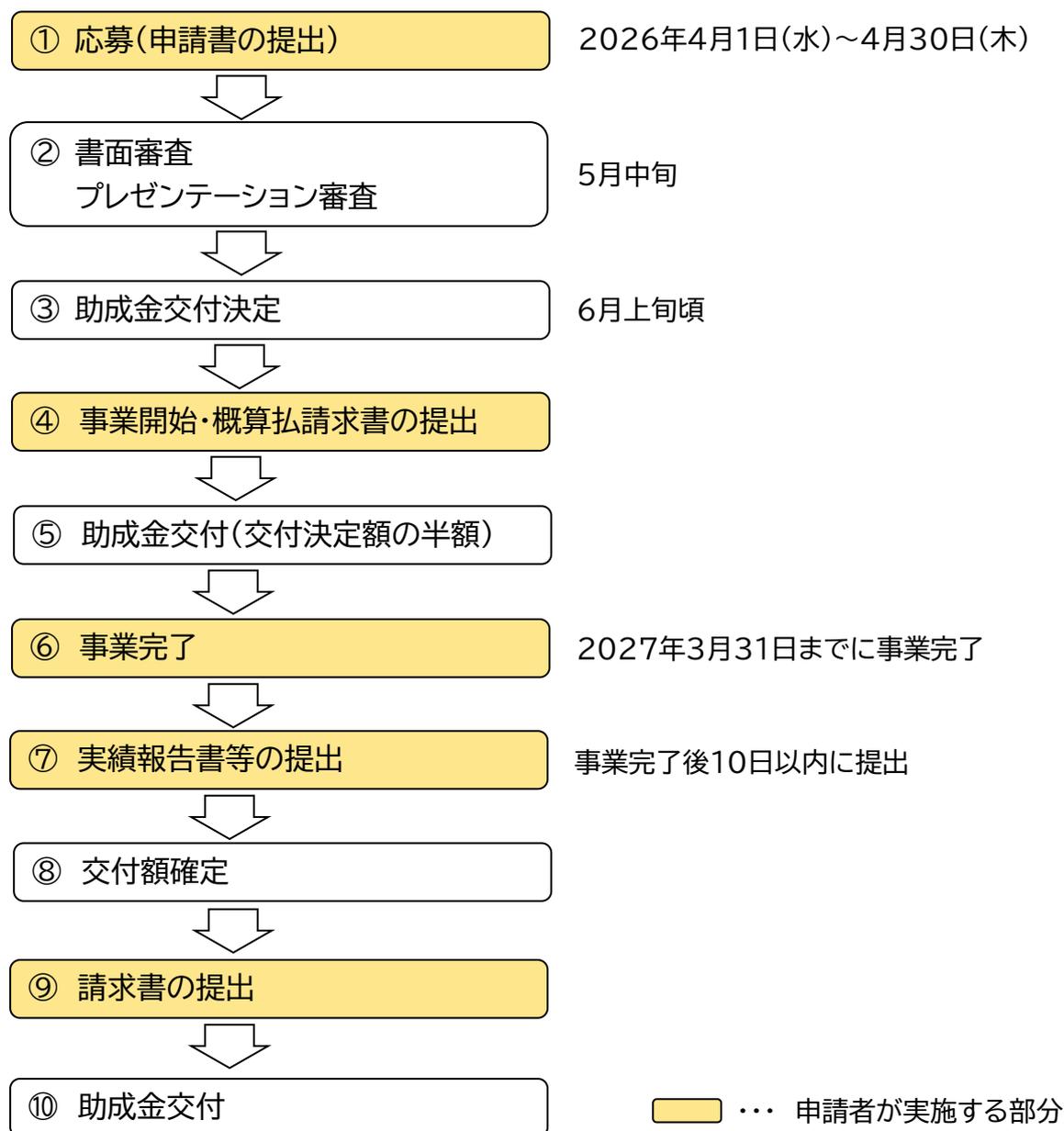
- ・あかし共創プラットフォーム市民提案助成金事業(変更・中止)申請書(様式第7号)

### (2) 交付の決定の取り消し

次のいずれかに該当した場合には、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。

- ① 助成事業者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- ② 助成事業者がこの要領の規定又はこれに基づく市長の指示に違反したとき
- ③ 助成事業者が助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- ④ 助成事業者が助成事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
- ⑤ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- ⑥ その他市長が適当でないと認めるとき

## 10 スケジュール(予定)



### お問い合わせ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
明石市 政策局 SDGs 共創室 産官学共創課 (本庁3階)  
TEL:078-918-5335 FAX:078-918-5101  
E-mail:kyousou@city.akashi.lg.jp

**お問い合わせ先**

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
明石市 政策局 SDGs 共創室 産官学共創課（本庁 3 階）  
TEL:078-918-5335 FAX:078-918-5101  
E-mail:kyousou@city.akashi.lg.jp